



国際的な人の往来再開に向けた段階的措置（最近の状況）

技能実習適正化支援センター（TITSC）代表の渡邊です。

9月の臨時号で国際的な人の往来再開に向けた段階的措置につき紹介しましたが、今回はその後の経緯を踏まえた最近の状況についての情報を提供いたします。

1. 国際的な人の往来再開に向けた段階的措置（技能実習生の入国）

（1）我が国と相手国、地域との間での双方向の往来再開のため、主に技能実習生など長期滞在者を対象としたスキーム「レジデンストラック」（現時点の対象国・地域：タイ、ベトナム、マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、台湾、シンガポール、ブルネイ、韓国、中国）が運用されていますが、更に、10月1日より全ての国、地域からの外国人の入国が可能となっています。入国にあたっては所定の防疫措置をとる必要がありますが、また、入国後は自宅・宿泊施設等での14日間の待機が求められます。

（2）双方向の往来再開については、上記（1）の「レジデンストラック」に加え、主に短期出張者を対象としたスキーム「ビジネストラック」（現時点の対象国・地域：シンガポール、韓国、ベトナム、中国）の運用が開始されています。「レジデンストラック」と同様に所定の防疫措置をとる必要がありますが、「本邦活動計画書」の提出等の条件の下、入国後の自宅・宿泊施設等での14日間の待機期間中も行動制限は一部緩和されて活動を行なうことができます。なお、ベトナム、中国については、短期出張者に加え、技能実習生を含む長期滞在者も対象となっています。なお、「ビジネストラック」においては出国前の陰性証明が求められることにご留意下さい。

（3）上記のとおり、技能実習生についてはその対象国を問わず入国が可能となっており、特にベトナム、中国については「ビジネストラック」のスキームの下、14日間の待機期間中も自宅・宿泊施設等と勤務先の往復が可能となっています（但し、集合教育は不可）。「レジデンストラック」においては14日間の施設等での待機が求められますが、外国人技能実習機構は入国後講習をテレビ会議により行うことは可能であるとしています。

（4）手続きの詳細等についてご不明な点があれば、弊センターにお気軽にお問合せください。なお、弊センターの「書類作成・取次サービス」は、現在、初回割引キャンペーンを実施中です！書類の作成・取次は、技能実習制度に携わって10年以上の私たち行政書士・社労士の力を利用されることをご検討くださり、コスト削減に活用してください。

2. コラム：正しい実習生のパスポート管理のあり方

実習生で所在不明になる人は、自分の所有物をすべて置いていってもパスポートだけは持っていったりします。所在不明は悪いことだと分かりつつ職場から逃れることを迫られる実習生もいますが、本当に軽い気持ちで行方不明になる実習生もいます。

実習生がパスポートを紛失すると、再発行は大変です。だから監理団体や会社は実習生のパスポート保管を検討します。パスポートの取上げは禁止ですが、貴重品であるパスポートを監理団体や会社に預かってほしいという実習生は実際にいます。しかし、今は実習生から書面による依頼があっても、監理団体や会社は実習生のパスポートを預かることはできません。

現実的には、実習生が自由に使える鍵付きのロッカーなどの保管場所を与えることで解決します。ただし、鍵の保管を実習生に任せても鍵付きの保管場所に実習生が近寄れないのであれば、意味はありません。実習生管理は本当にイタチ

ごっこ。管理するという発想には限界があると悟ったある監理団体は、実習生と一緒にルールを作る方法を採用しています。時間をかけて実習生同士で辞書を片手に日本語で議論してもらい、監理団体はそれを見守り、時にアドバイスすると言います。監理団体は、実習生の日本語の勉強にもなるし、信頼関係が築けるこの方法が問題が起きない仕組みと話します。

実習生との信頼関係の構築にお困りなことがあれば、問題が大きくなる前に経験豊富な弊センターにお気軽にご相談ください。

~~~~~

弊センターは、技能実習制度や入管手続きに詳しい行政書士、社労士による外国人技能実習制度を取扱う専門機関です。行政書士の全国ネットワークを活用した体制を整え、監理団体などの申請手続きを支援します。外国語にも対応できます。

弊センターでは監理団体及び実習実施者向けさまざまなサービスを提供しております。

#### 《機構計画認定申請と入管申請》

1. 機構の計画認定申請と入管諸新申請をまとめて依頼される場合には手数料セット割が適用されます。なお、手数料には機構申請手数料、入管申請用印紙代が含まれています。

機構計画認定申請 3 万円/一人当たり（税別）

入管諸申請 1.5 万円/一人当たり（税別）

2. 機構の計画認定申請を自前で処理し、入管諸申請のみ依頼される場合。

入管諸申請 3 万円/一人当たり（税別）

#### 《建設キャリアアップシステム代理申請》

「建設キャリアアップシステム(CCUS)」への事業者及び技能者の情報登録のインターネット代理申請を承っております。

事業者登録： 4 万円（税別）

技能者登録： 一人2 万円（税別）、4 名以上の場合は一人1.5 万円（税別）

貴組合傘下の実習実施者様のなかで、建設キャリアアップシステムへの登録がまだお済みでない事業者様がおられましたら、弊センターをご紹介いただければ幸いです。

#### 《外部監査》

技能実習制度では、団体監理型実習実施者に対する監査その他の業務が適正に行われているかどうかについて「外部監査人」を設置して、外部監査（年4回の定期監査及び年1回の同行監査）を実施する必要があります。

弊センターでは、経験豊富な行政書士と社労士の2名により外部監査チームによる外部監査を承っております。

#### 《その他》

弊センターでは ZOOM を活用してオンライン相談ができる体制を整えています。ご不明な点があれば、下記のメールまたは電話からお気軽にご連絡ください。

~~~~~

技能実習適正化支援センター（Technical Intern Training Support Center）

代表 渡邊 奉勝

〒248-0023 神奈川県鎌倉市極楽寺 1-6-29

TEL/FAX : 045-8787-290 携帯 : 090-4710-3790

E-mail : info@titsc.org URL : <http://www.titsc.org/>